

### 平成28年度の雇用保険料率

「雇用保険法等の一部を改正する法律案」が平成28年3月29日に国会で成立しました。平成28年4月1日から平成29年3月31日までの雇用保険料率は、下表のとおり引き下がります。

事業の種類	負担者 ① 労働者負担 (失業等給付の保 険料率のみ)	② 事業主負担			① + ② 雇用保険料率
			失業等給付の保 険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業	4/1000	7/1000	4/1000	3/1000	11/1000
(27年度)	5/1000	8.5/1000	5/1000	3.5/1000	13.5/1000
農林水産・ 清酒製造の事業	5/1000	8/1000	5/1000	3/1000	13/1000
(27年度)	6/1000	9.5/1000	6/1000	3.5/1000	15.5/1000
建設の事業	5/1000	9/1000	5/1000	4/1000	14/1000
(27年度)	6/1000	10.5/1000	6/1000	4.5/1000	16.5/1000

### 平成28年4月から標準報酬月額及び累計標準賞与額の上限が変更

平成28年4月から健康保険法及び船員保険法における現在の標準報酬月額の最高等級(47級・121万円)の上に3等級が追加され、上限が引き上げられます。また、年度の累計標準賞与額の上限が540万円から573万円に引き上げられます。

なお、健康保険の標準報酬月額の上限定改に伴い、改定後の新等級に該当する被保険者の方がいる対象の事業主(協会健保に加入されている事業所のみ対象)に対して、平成28年4月中に管轄の年金事務所より「標準報酬改定通知書」が送付されることになっています。

#### 標準報酬月額の上限引き上げ

改定前			改定後		
月額等級	標準報酬月額	報酬月額	月額等級	標準報酬月額	報酬月額
第47級	1,210,000円	1,175,000円以上	第47級	1,210,000円	1,175,000円以上 1,235,000円未満
			第48級	1,270,000円	1,235,000円以上 1,295,000円未満
			第49級	1,330,000円	1,295,000円以上 1,335,000円未満
			第50級	1,390,000円	1,355,000円以上

#### 累計標準賞与額の上限引き上げ

改定前	改定後
5,400,000円	5,730,000円

### 通勤手当の非課税限度額 15万円に引き上げ、平成28年1月1日に遡及して適用

交通機関を利用している人等に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券の1か月当たりの非課税限度額が10万円から15万円に引き上げられました。これは平成28年1月1日に遡及して適用されます。

### 平成28年度の年金額

#### 平成28年度の新規裁定者(67歳以下の方)の年金額の例

	平成27年度(月額)	平成28年度(月額)
国民年金(老齢基礎年金(満額):1人分)	65,008円	65,008円
厚生年金※(夫婦2人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額)	221,507円	221,504円

※ 厚生年金は、夫が平均的収入(平均標準報酬(賞与を含む月額換算)42.8万円)で40年間就業し、妻がその期間すべて専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準です。